

(別紙2)

重 要

岡山県新規就農研修(農業体験研修・農業実務研修)に係る注意事項確認書

新規就農研修を希望される方は、以下の注意事項を必ずお読みいただき、ご確認ください。
同意する場合は確認欄にチェックを記入し、署名、捺印の上、新規就農研修申請書とともに提出してください。

確認	1 研修の前提
<input type="checkbox"/>	新規就農研修は、地域、農業の担い手を育成するために新規就農希望者の独立・自営就農を支援する研修制度です。 就農に向けた支援を受けるためには、地域農業の新たな担い手として地域に認められることが必要です。
<input type="checkbox"/>	新規就農研修は、研修受入地域の担い手となる方を支援する制度ですので、農業体験研修を実施した地域で農業実務研修を実施し、同じ地域で新規就農することが前提となります。 就農地または作目を変更する場合には、もう一度新しい産地で農業体験研修から実施することが必要になります。
<input type="checkbox"/>	原則、過去に就農を支援するための研修事業(国の就農準備資金事業、雇用就農資金(旧:農の雇用事業)など)の対象になったことがある方は、受講できません。必ず農業体験研修に入る前に受給していないことを確認してください(自身が対象かわからない場合は、雇用主へ事前に問い合わせてください)。ただし、体験研修などは除きます。
確認	2 農業体験研修から農業実務研修への移行について
<input type="checkbox"/>	農業体験研修は、皆さん自身がその地域で農業を職業としていけるかどうかを判断するための研修であると同時に、受入地域の方々も皆さんが地域農業の担い手になれるかどうかを見極める期間です。 農業体験研修修了後、農業実務研修へはエスカレーター式に進むのではなく、皆さんと地域の合意ができた場合のみ、進むことができます。
確認	3 農業実務研修に向けての手續
<input type="checkbox"/>	農業実務研修を実施するには、研修前に研修計画の策定が必要となります。研修計画は、就農までのスケジュールに加え、就農5年目までの経営計画を作成する内容となっています。 研修計画は立てればよいものではなく、農業実務研修の内容や農地の確保等について、受入地域と話し合い、実現性の高い計画を作成することが重要です。
確認	4 農業実務研修中の研修費について
<input type="checkbox"/>	農業実務研修の研修費については、50歳未満で独立・自営就農する者については国の新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金事業)で給付し、それ以外の方は、県、市町村及び研修実施主体が負担して支給します。研修生が選択することはできません。

確認	5 農業実務研修中の注意事項
<input type="checkbox"/>	皆さんは、自らが経営主となり農業をすることを希望されて研修に応募された方々であり、新規就農研修制度も独立・自営就農者を育成するための研修制度となっています。 このため、研修中も関係者は皆さんを経営主となる者として扱い、手取り足取り全てを教えようとはしません。与えられた研修をするだけでなく、自ら研修をしていく姿勢が大切です。
<input type="checkbox"/>	農業実務研修は、県、市町村、農協や地元農家が研修費の負担や研修に係る調整、事務手続き等を行っているからこそできるということを忘れないようにしてください。
<input type="checkbox"/>	研修中は、研修指導者の指示に従ってください。また、研修日誌は毎日記帳し、定期的 に受入農家、研修主体、農業普及指導センターの確認を受けてください。
<input type="checkbox"/>	研修中には就農後の準備をすることも大切です。農地や施設、機械の確保には産地が幹 旋体制を作っている場合もありますが、産地ができるのは基本的には情報提供までと思っ てください。研修修了後に持ち主と話をしして契約をするのは皆さんですので、経営主とな る自覚を持ち、積極的に活動してください。 研修生だから周りが全て段取りをしてくれるという感覚ではうまくいくことはありません。
確認	6 就農準備資金事業についての注意事項
<input type="checkbox"/>	就農準備資金事業を研修費として受給する場合は、世帯全体の所得を証明する書類の提出 が必要です。 (世帯全体の所得が600万円を超える場合は、原則、就農準備資金事業の対象 にはなりません)
<input type="checkbox"/>	次の場合は、就農準備資金事業の研修費を全額返還することとなります。 ①適切な研修を行っていない場合又は虚偽の申請を行った場合 ②研修修了後1年以内に独立・自営就農又は雇用就農できなかった場合 ③受給期間の1.5倍若しくは2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農又は、雇用就農 を継続しない場合 ④就農後5年以内に青年等就農計画などの認定を受けなかった場合
<input type="checkbox"/>	就農後の経営開始資金事業を受給する場合は、地域計画(農業経営基盤強化促進法第19 条に規定されるもの)に位置付けられていない、青年等就農計画が認定されていない等の 要件を満たさない場合は交付されません。
<input type="checkbox"/>	就農準備資金事業及び経営開始資金事業については国の制度であるため、条件等が変更 となる場合があります。
確認	7 就農後の経営状況調査について
<input type="checkbox"/>	研修の実績確認や今後の新規就農関連事業の円滑な推進を図るため、経営状況等につい て、就農後5年目まで、報告を求めることがあります。
<p>上記の「岡山県新規就農研修(農業体験研修・農業実務研修)に係る注意事項」の内容 について、確認し、同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 (印)</p>	